

浦幌町地域福祉計画

第4期計画《令和4年度～令和8年度》

令和4年3月

浦 幌 町

はじめに

近年、我が国においては、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、地域住民相互のつながりの希薄化が進み、家庭や地域での支え合い機能が低下するとともに、虐待、自殺、孤独死などの様々な社会問題に加え、80代の親と50代の子どもが世帯ごと困窮する8050問題や育児と介護が重なるダブルケアの問題など、制度や分野をまたがる複合的な課題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症が人々の生活や地域活動、経済活動に大きな影響を与え、さまざまな活動やイベントの縮小・中止などが生じており、これまで築き上げてきた人と人をつなげる活動の停滞にもつながりつつあります。

このような中、本町では平成19年に第1期地域福祉計画を策定し、以降第2期、第3期と改編を行いながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、本年度で第3期計画が終了することから、これまでの取り組みを継承し地域福祉の更なる向上と住みよいまちづくりを進めるために、基本理念を「ともに支え みんなで創る いつまでも安心して暮らせるまちづくり」とした第4期浦幌町地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）を策定しました。

町は、この計画に定めた基本理念に基づき、3つの基本目標の実現に向けた施策の取り組みを進め、地域全体で見守り支え合い、住み慣れたこのまちにいつまでも安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました浦幌町地域福祉計画策定審議会の皆様をはじめ、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に心から厚く感謝申し上げます。

令和4年3月

浦幌町長 水 澤 一 廣

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	地域福祉とは	1
2	地域福祉計画とは	2
3	地域の範囲のとらえ方	3
4	計画策定の趣旨	4
5	計画の位置づけ	5
6	計画の期間	6

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口と人口構造の推移	7
(1)	人口の推移	7
(2)	人口の推計	7
(3)	出生の状況	8
(4)	要支援・要介護認定者の見込み	8
(5)	障がい者の状況	8
(6)	生活保護の状況	10

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	11
2	基本目標	11
3	計画の体系	12

第4章 施策方向の展開

1	地域全体による地域福祉づくりの推進	13
(1)	地域で見守り助け合う活動への支援	13
(2)	福祉関係団体との連携	14
(3)	地域における福祉教育の推進	15
(4)	世代等を越えた幅広い交流の支援	16
2	福祉サービスと支援体制の充実	17
(1)	保健・医療・福祉・教育等の相互連携	17
(2)	相談支援体制と情報提供の充実	17
(3)	福祉サービス利用者への支援	18
(4)	権利擁護の推進	19
(5)	高齢者、障がい者への支援	20
(6)	生活困窮者への支援	20

3	いつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進	21
	(1) バリアフリー化の推進	21
	(2) 健康の維持と子育て、介護の支援	21
	(3) 災害時等の地域支援体制づくり	22

第5章 計画推進のために

1	推進体制	24
---	------	----

資料編

・	浦幌町地域福祉計画〈第4期計画〉の諮問	26
・	浦幌町地域福祉計画〈第4期計画〉の答申	27
・	浦幌町地域福祉計画策定審議会委員名簿	28
・	浦幌町地域福祉計画策定審議会設置条例	29
・	用語解説	31
・	法令について	34

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、全ての人々が個人としての尊厳をもって住み慣れた家庭や地域の中で、安心して、いきいきと自立した生活を送ることを目指し、地域の住民、行政、事業者、各種団体などが協働して、地域全体の生活課題を解決して、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互い助けたり、助けられたりする関係を作っていく取り組みを「地域福祉」と言います。

また「地域福祉」については、社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定され、同法第4条において、地域住民等は「地域福祉の推進に努めなければならない。」と明文化されています。

◆社会福祉法（一部抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、さまざまな生活課題にきめ細かく対応するため地域全体で取り組む仕組みづくりや福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを総合的、計画的に進めるために策定する計画です。

この計画を策定し実行していくことによって、町民や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めることが重要です。

◆社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

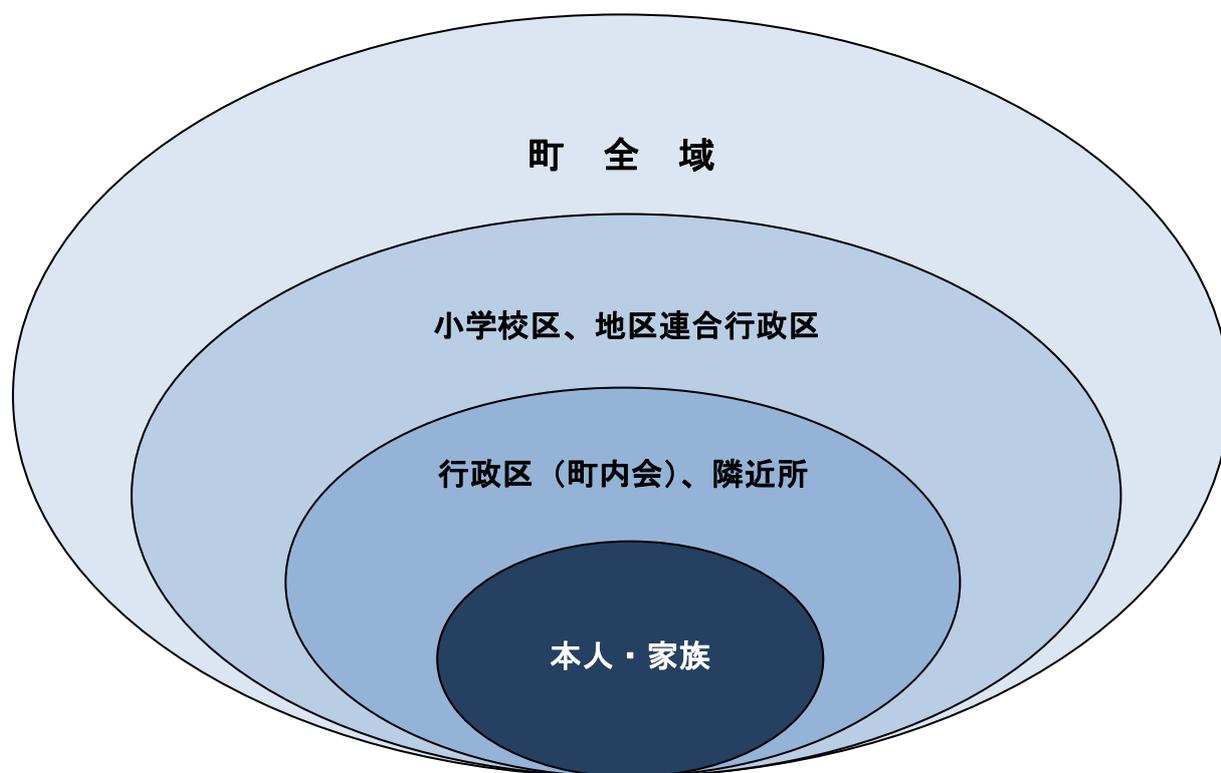
3 地域の範囲のとらえ方

計画の中で取り扱う「地域」とは、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな大きさが考えられます。

「地域」という範囲は、下記の図に示すように、ケースバイケースであり、柔軟な考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、町全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな大きさが考えられます。

重層的な地域の概念図



4 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、地域住民相互の繋がり希薄化、ライフスタイルの多様化等により、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。さらには、高齢の親と働いていない独身の50代の子と同居する世帯、いわゆる「8050」や、介護と育児を同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障害がある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、複合的な課題が生まれており、早急な対応が望まれています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。そうすることで、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えます。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正が行われました。

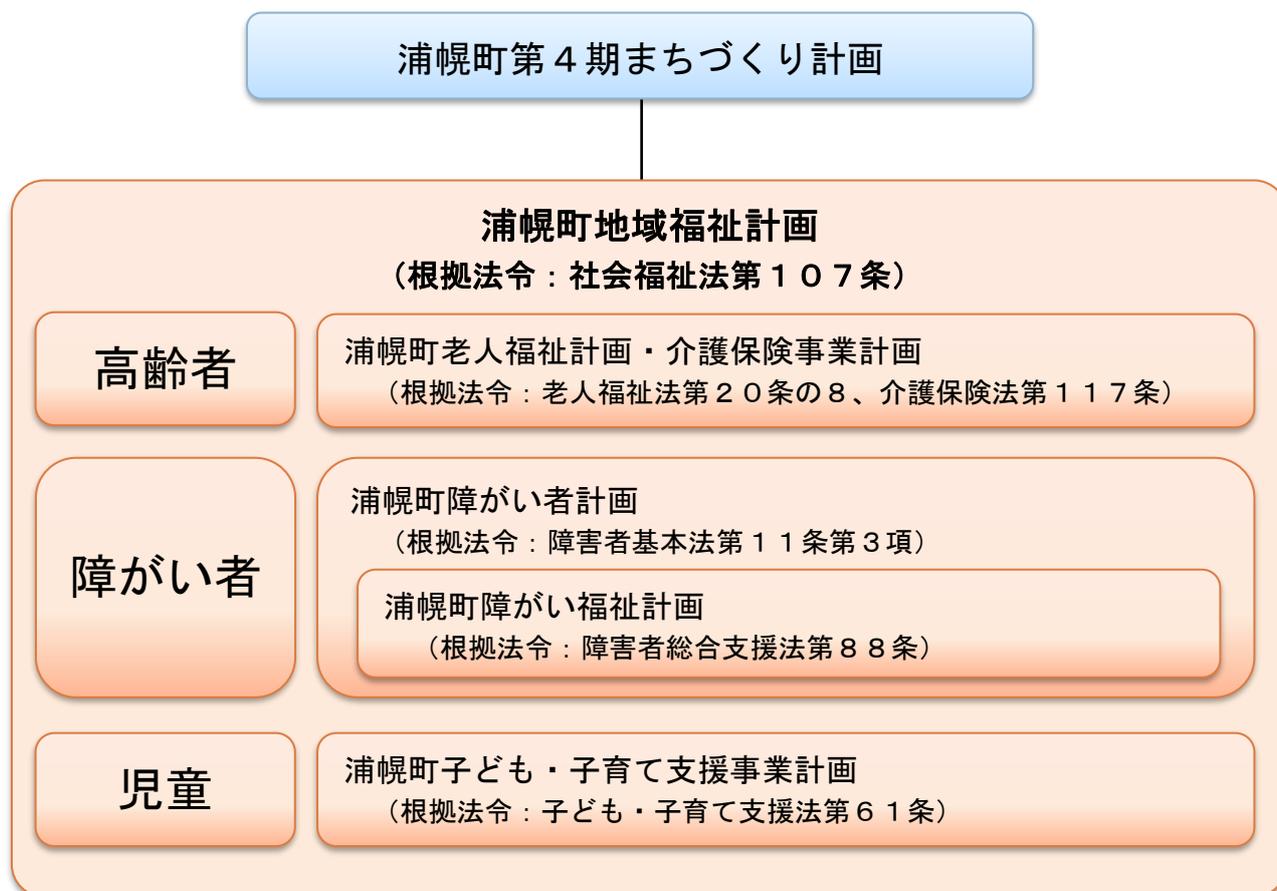
これらの状況を踏まえ、本町では「第3期浦幌町地域福祉計画」の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「第4期浦幌町地域福祉計画」を策定し、住民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

5 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

本計画は本町の「浦幌町第 4 期まちづくり計画」を上位計画とし「浦幌町老人福祉計画・介護保険事業計画」や「浦幌町子ども・子育て支援事業計画」、「浦幌町障がい者計画」、「浦幌町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」、「浦幌町住生活基本計画」等の関連する施策と調和を図り連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指すものです。

また、本計画の見直しに伴い「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含し、地域を基盤とする一体的な支援体制を築くものです。



6 計画の期間

本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5か年計画としますが、福祉関連施策の変化や、住民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
浦幌町第3期まちづくり計画 (平成23年度～令和2年度)		浦幌町第4期まちづくり計画 (令和3年度～令和12年度)						
浦幌町地域福祉計画 ＜第3期＞ (平成29年度～令和3年度)			浦幌町地域福祉計画 ＜第4期＞ (令和4年度～令和8年度)					
浦幌町老人福祉計画 浦幌町介護保険事業計画 ＜第7期＞ (平成30年度～令和2年度)		浦幌町老人福祉計画 浦幌町介護保険事業計画 ＜第8期＞ (令和3年度～令和5年度)						
浦幌町障がい者計画 ＜第2期＞ (平成27年度～令和2年度)		浦幌町障がい者計画 ＜第3期＞ (令和3年度～令和8年度)						
浦幌町障がい福祉計画 ＜第5期＞ (平成30年度～令和2年度)		浦幌町障がい福祉計画 ＜第6期＞ (令和3年度～令和5年度)						
浦幌町子ども・子育て 支援事業計画 ＜第1期＞ (平成27年度～ 令和元年度)		浦幌町子ども・子育て支援事業計画 ＜第2期＞ (令和2年度～令和6年度)						
平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口と人口構造の推移

(1) 人口の推移

本町の総人口は、昭和35年の14,150人をピークに年々減少し、令和2年10月1日現在は4,565人となっています。

年齢3区分の人口をみると、年少人口及び生産年齢人口の減少が続いており、少子高齢化が一層進行していることが分かります。

表-1 人口の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	2,525世帯	2,379世帯	2,216世帯	2,086世帯	1,991世帯
平均世帯員数	2.71人	2.55人	2.46人	2.36人	2.19人
高齢者夫婦世帯数	249世帯	300世帯	332世帯	359世帯	420世帯
高齢者単身世帯数	213世帯	251世帯	260世帯	293世帯	322世帯
総人口	6,842人	6,068人	5,459人	4,917人	4,378人
年少人口 (0～14歳)	961人 14%	749人 12%	591人 11%	524人 11%	425人 10%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,175人 61%	3,486人 57%	3,041人 56%	2,532人 51%	2,088人 48%
高齢者人口 (65歳以上)	1,706人 25%	1,833人 30%	1,827人 33%	1,861人 38%	1,865人 43%

※国勢調査（10月1日末現在）

(2) 人口の推計

本町の将来人口推計は、次のとおりとなっています。

総人口は徐々に減少し、令和22年の総人口は3,503人となると推計します。

表-2 人口の推計

区 分	令和4年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	4,587人	4,397人	4,094人	3,806人	3,503人
年少人口 (0～14歳)	491人 11%	479人 11%	466人 11%	461人 12%	461人 13%
生産年齢人口 (15～64歳)	2,151人 47%	2,007人 46%	1,817人 44%	1,711人 45%	1,598人 46%
高齢者人口 (65歳以上)	1,945人 42%	1,911人 43%	1,811人 44%	1,634人 43%	1,444人 41%

※浦幌町将来人口推計

(3) 出生の状況

本町の出生数は、減少傾向が続いています。

表－3 出生数の推移

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
出生数	44人	38人	36人	27人	25人
総人口	6,842人	6,068人	5,459人	4,917人	4,378人
出生率	6.43‰	6.26‰	6.59‰	5.49‰	5.71‰

※出生数（各年度末現在）：保健福祉課

(4) 要支援・要介護認定者の見込み

本町の要支援・要介護認定者は、高齢者の増加及び長寿命化に伴い、認定者数は年々増加傾向にあります。

表－4 要支援・要介護認定者の推計

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	25人	31人	31人	31人	33人
要支援2	29人	27人	28人	27人	26人
要介護1	71人	77人	78人	79人	85人
要介護2	73人	66人	66人	68人	74人
要介護3	52人	56人	57人	61人	61人
要介護4	44人	45人	47人	47人	48人
要介護5	42人	51人	55人	56人	57人
計	336人	353人	362人	369人	384人

※老人福祉計画・第8期介護保険事業計画：保健福祉課

(5) 障がい者の状況

本町の障がい者数は、ほぼ横ばいの傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります。

表－5 身体障がい者の状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1級	86人	81人	77人	73人	79人
2級	41人	39人	36人	37人	36人
3級	55人	49人	47人	45人	44人
4級	93人	84人	81人	74人	73人
5級	21人	22人	22人	20人	20人
6級	23人	21人	20人	20人	19人
計	319人	296人	283人	269人	271人

※身体障害者手帳（各年3月末現在）：保健福祉課

表－6 知的障がい者の状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
A判定	24人	23人	23人	23人	22人
B判定	39人	35人	35人	38人	38人
計	63人	58人	58人	61人	60人

※療育手帳（各年3月末現在）：保健福祉課

表－7 精神障がい者の状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1級	0人	1人	1人	2人	2人
2級	12人	12人	12人	13人	14人
3級	4人	4人	4人	6人	7人
計	16人	17人	17人	21人	23人

※精神障害者保健福祉手帳（各年3月末現在）：保健福祉課

表－8 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
計	63人	58人	58人	58人	54人

※自立支援受給者証（各年3月末現在）：保健福祉課

表－9 各種障がい者手帳所持者の年齢構成

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障がい	319人	296人	282人	269人	271人
18歳以下	1人	1人	1人	1人	0人
19歳～64歳	61人	53人	51人	49人	44人
65歳以上	257人	242人	230人	219人	227人
知的障がい	63人	58人	58人	61人	60人
18歳以下	11人	9人	5人	8人	7人
19歳～64歳	41人	40人	44人	43人	42人
65歳以上	11人	9人	9人	10人	11人
精神障がい	16人	17人	17人	21人	23人
18歳以下	0人	0人	0人	1人	1人
19歳～64歳	10人	14人	12人	14人	14人
65歳以上	6人	3人	5人	6人	8人
計	398人	371人	357人	351人	354人

※各種障がい者手帳所持者（各年3月末現在）：保健福祉課

(6) 生活保護の状況

本町の生活保護世帯数は、減少の傾向にありますが、経済的自立が容易でない高齢者世帯の増加などにより、保護率は増加に転じることも予測されます。

表-10 生活保護の状況

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
世 帯	52世帯	58世帯	57世帯	54世帯	51世帯
世帯員	63人	72人	67人	62人	55人
保護率	12.8%	14.8%	14.1%	13.5%	12.1%

※十勝総合振興局「生活保護の実施状況」（各年3月末現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ともに支え みんなで創る いつまでも安心して暮らせるまちづくり

本計画の基本理念は、地域福祉に関するすべての分野を包含し「浦幌町第4期まちづくり計画」のメインテーマである「想いをつないで未来を創る わたしたちのまち うらほろ」を目指して、地域全体で見守り支え合い、住み慣れたこのまちにいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めることとします。

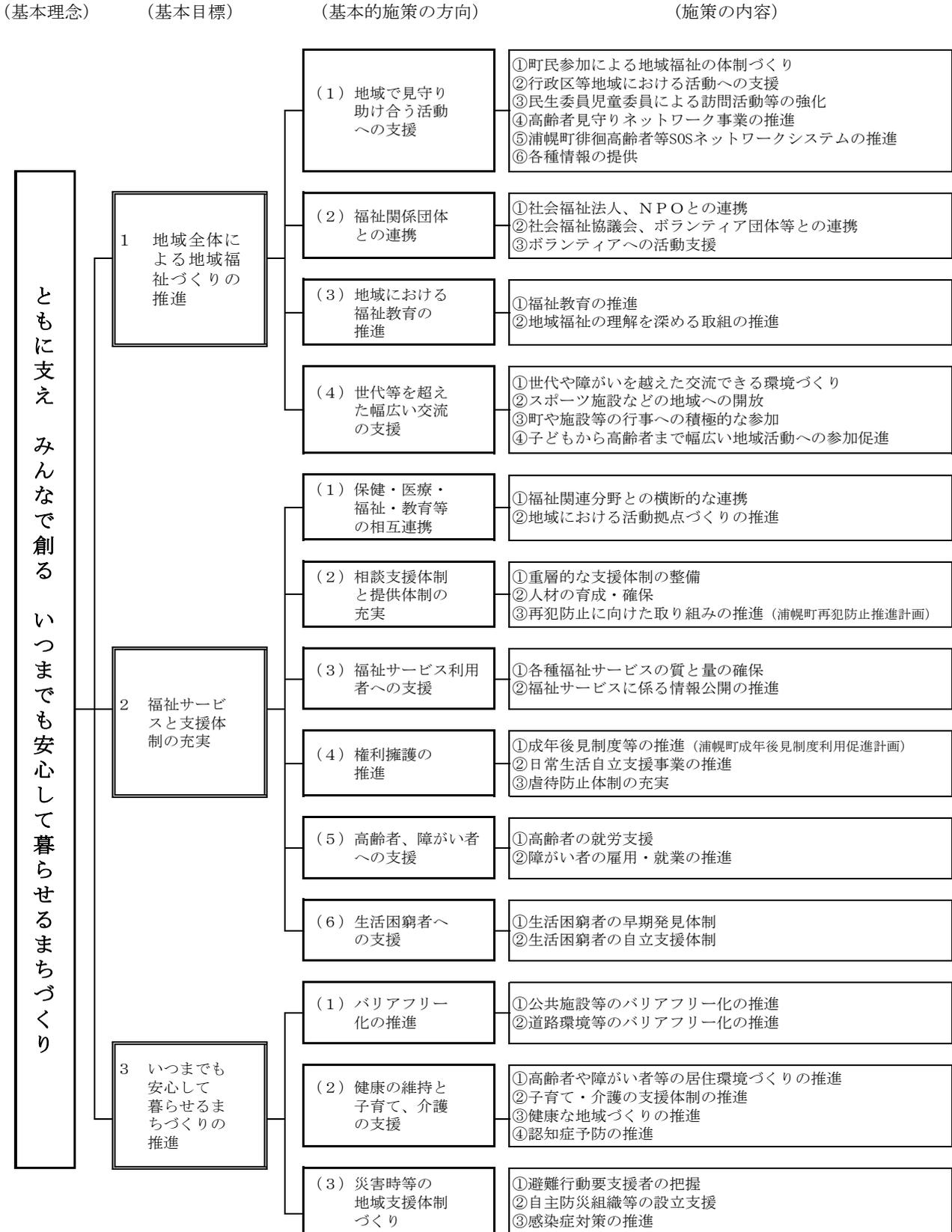
2 基本目標

基本目標1 地域全体による地域福祉づくりの推進

基本目標2 福祉サービスと支援体制の充実

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進

3 計画の体系



第4章 施策方向の展開

本町における地域福祉の基本理念に基づき社会福祉を実現するため、3つの基本目標と38の施策の方向により、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

1 地域全体による地域福祉づくりの推進

少子高齢化と人口減少による過疎化は、この地域に住む私たちの生活に大きく影響を与えています。

人と人との関係が希薄化するなか、地域で暮らす方の中には、様々な問題に直面しながらその対応に不安を抱えている方も少なくありません。地域福祉を向上させ住みよいまちづくりを進めるためには、地域全体での取り組みが必要となります。

●施策の方向

(1) 地域で見守り助け合う活動への支援

少子高齢化、核家族化が進み高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増えています。いつまでも安心してこの地域で暮らすために、地域全体で見守り助け合うことが重要であるため、地域住民や関係機関とも連携した協力体制を構築することが必要です。

施策の内容
①町民参加による地域福祉の体制づくり 町民が相互に見守りあい、助け合うための体制づくりに努めます。 そのために、民生委員協議会、行政区、社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会、ボランティア団体との協力体制づくりに努めます。
②行政区等地域における活動への支援 一人暮らしであっても、地域で安心して暮らしていけるように、隣近所の声かけや支え合いの町民意識を育み、行政区等を中心とした見回り等の支援体制づくりを推進することが必要です。 行政区等での福祉活動を活発にさせるため、行政区長会議を通じて地域福祉の浸透を図り、その活動を支援します。 行政区等において、それぞれの地域課題解決を進めることができるよう支援します。

③民生委員・児童委員による訪問活動等の強化
<p>民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として社会福祉の向上に努めています。</p> <p>効果的な活動を行うために隔月で会議を開催し、情報共有に努め見守り活動等の強化を図ります。</p>
④高齢者等見守りネットワーク事業の推進
<p>民生委員・児童委員や行政区のほか、地域全体で高齢者、障がい者等を見守るために町は、「高齢者等見守りネットワーク事業」を展開しています。</p> <p>これは、福祉団体や地域の皆さんに加え、郵便局や金融機関等の事業者にも協力を依頼し見守りの体制を強化した事業となります。今後も、事業の周知、協力事業者の拡大を図り体制強化に努めます。</p>
⑤浦幌町徘徊高齢者等SOSネットワークシステムの推進
<p>認知症等による徘徊により、行方不明や事故に遭われることが懸念されます。</p> <p>町では、万が一ご家族が徘徊等により行方不明になられた場合に、早期発見し保護する「浦幌町徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」事業を実施しています。</p> <p>今後も、制度の周知や協力者の拡大に努めます。</p>
⑥各種情報の提供
<p>いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、情報を共有し、お互いが交流を深めともに支え合うことが大事と考えます。</p> <p>広報誌やホームページ等様々な媒体・機会を活用し、わかりやすい情報を発信し、地域住民が情報を共有化できるよう努めます。</p>

(2) 福祉関係団体との連携

社会福祉協議会などの関係機関及び関係団体等と連携を図り、地域福祉に関する情報交換や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関等による円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりが必要です。

施策の内容
①社会福祉法人、NPOとの連携
<p>社会福祉法人は、利用者に質の高いサービスを提供するとともに、地域での福祉向上に貢献しています。</p> <p>NPOは、企業や行政では扱えないような公益的な事業等を実施することにより、活発</p>

<p>な地域活動を推進しています。</p> <p>これらの団体等と連携を図り地域福祉活動を推進します。</p>
<p>②社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として、またボランティア団体はボランティア（自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する活動）を目的とした団体として活動を展開しています。</p> <p>行政や社会福祉協議会、ボランティア団体等は、お互いに強い連携を図り、ボランティア活動が実施しやすい環境づくりに努めます。</p>
<p>③ボランティアへの活動支援</p> <p>ボランティア活動を効果的に行うには、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人をつなげていくことが重要であり、両者をつなぐコーディネート機能の役割を持つボランティアセンターの機能を高めることが必要です。</p> <p>ボランティア活動を推進するために、社会福祉協議会と連携してボランティアセンターの活動支援や、町民の方々が参加しやすい仕組みづくりを推進します。</p>

(3) 地域における福祉教育の推進

町民一人ひとりが福祉について理解を深めていくには、人を思いやる心を育むことが必要です。そのためには、家庭や地域社会の中で学びの環境づくりが必要となります。

施策の内容
<p>①福祉教育の推進</p> <p>地域福祉を推進していくためには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していくことが必要です。</p> <p>浦幌町地域自立支援協議会や学校と連携・協力のもと福祉学習を開催し、他人を思いやり支え合おうとする意識の啓発に努めます。</p>
<p>②地域福祉の理解を深める取組の推進</p> <p>町民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。</p>

(4) 世代等を超えた幅広い交流の支援

ともに支え、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、地域住民の社会参加が必要です。

子どもから高齢者まで幅広い世代の方が、社会参加できるよう取り組みを行います。

施 策 の 内 容
<p>①世代や障がいを超えた交流できる環境づくり</p> <p>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくまちづくりのためには、世代や障がい等を超え、ともに支え合い協力しあえる環境が必要です。</p> <p>子どもたちや高齢者などの世代を超えた交流、障がい等を持って生活される方への理解を深め交流することが地域の活性化につながります。</p> <p>障がい者や高齢者等が地域活動に参加する機会を増やすとともに、町民誰もが交流できる環境づくりを推進します。</p> <p>NPO法人が運営するコミュニティカフェ「カフェひとやすみ」など、交流の場の取組を支援します。</p>
<p>②スポーツ施設などの地域への開放</p> <p>町民がいつまでも健康を維持するために、適度な運動は効果的です。</p> <p>スポーツやレクリエーションを楽しみながら仲間をつくり、健康づくりができるようにスポーツ施設や公共施設用の有効利用を推進します。</p> <p>特に、外出する機会が少ない高齢者や、障がい者等の利用を促進するため、公共施設の免除利用制度を継続します。</p>
<p>③町や施設等の行事への積極的な参加</p> <p>文化活動やスポーツ活動を行うことは、精神的な充実や身体の健康につながるものです。その中で、子どもから高齢者まで世代を超えた交流をすることにより地域の活性化が推進されます。</p> <p>子どもたちや高齢者等の連携が地域の活性化につながるよう、町民の社会参加推進に努めます。</p>
<p>④子どもから高齢者まで幅広い地域活動への参加促進</p> <p>過疎が進行し少子高齢化が進んだ地域では、世代を超えた相互の協力が必要です。</p> <p>高齢者とされる65歳以上の中には、現役時代と変わらず活動的な方が多くいます。このような方達の協力が地域の活性化につながるよう町民相互の交流の場である地域活動への参加促進を図ります。</p>

2 福祉サービスと支援体制の充実

住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らしていくためには、生活に関する様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスをいつでも利用できることが重要です。

また、契約による福祉サービスを選択するに当たっては、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されることが求められるため、サービス利用者が不利益を受けることなく、サービス提供者と対等の立場で安心してサービスが受けられる仕組みが必要です。

●施策の方向

(1) 保健・医療・福祉・教育等の相互連携

保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携して、町民が求めるサービスを提供する必要があります。

それぞれが適切なサービスを受けることができるよう、各分野の関係機関・団体等と連携し協力体制を構築します。

施策の内容
①福祉関連分野の横断的な連携
保健・医療・福祉・教育等を受け持つ行政においては、各分野の相互連携が必要不可欠となります。スムーズな連携ができるようその体制強化に努めます。
②地域における活動拠点づくりの推進
福祉関連の各分野が連携し、福祉サービスの幅広い展開や町民による地域活動の充実のためには、その活動を支える拠点が必要です。町民、地域、行政等が協働して活動が展開できる拠点づくりを進めていきます。

(2) 相談支援体制と提供体制の充実

町民が抱える課題が複合・複雑化する中、新しい相談・支援体制のあり方を検討する必要があります。

施 策 の 内 容
<p>①重層的な支援体制の整備</p> <p>町民の複合化・複雑化した福祉ニーズに対応し、重層的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うための事業の検討を図るとともに、地域の実情に応じた一体的な支援体制づくりを検討します。</p>
<p>②人材の育成・確保</p> <p>福祉サービスを必要とする高齢者や要介護者等が増加する中、介護職員や看護職員など福祉専門職員の安定的な確保が求められています。</p> <p>介護需要の増加等に対応できるよう、介護職員等の育成・確保に向けた取り組みを促進します。</p>
<p>③再犯防止に向けた取り組みの推進（浦幌町再犯防止推進計画）</p> <p>矯正施設出所者等のうち、高齢者や障がい者等で福祉的支援が必要な者に対し、必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります。</p> <p>国、道と連携した再犯防止施策の推進や、関係機関等との情報共有を図ります。</p> <p>また、再犯防止推進の趣旨に賛同する事業者へ、法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」を紹介します。</p> <p>犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を保護司会や関係機関等と連携して実施するとともに、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解を促進するため、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。</p> <p>薬物依存からの回復への支援に向け、関係機関、団体等と連携・協力を進めます。</p> <p>更生保護に携わる池田地区保護司会浦幌町分区の活動を支援するとともに、保護司適任者に関する情報提供等、保護司適任者確保に向け保護司会と連携した取組の推進に努めます。</p>

（3）福祉サービス利用者への支援

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすためには、自立した生活を支援するサービスを充実させることが必要です。

施 策 の 内 容
<p>①各種福祉サービスの質と量の確保</p> <p>現在の福祉サービスは、利用者の意思が尊重され契約を結ぶ制度となっています。</p>

利用者が安心してサービスを受けられるよう、質の確保と向上に努めます。
②福祉サービスに係る情報公開の推進
福祉サービスの向上のために、事業者に対して質の高いサービス提供や情報提供の取り組みが適切に行われるよう理解と協力を求めています。

(4) 権利擁護の推進

認知症や知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々が、地域において安心して生活を送るためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護にかかる支援が必要です。

施策の内容
<p>①成年後見制度等の推進 (浦幌町成年後見制度利用促進計画)</p> <p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人への権利擁護支援のため、地域連携ネットワークや中核機関の機能整備を検討するとともに、既存の地域資源の活用や福祉施策との連携、また、成年後見制度の利用に関する基本計画の整備のために、庁内関係課、社会福祉協議会及び外部機関と連携します。</p> <p>また、申立する親族がない方への町長申立ての実施や、申立て費用や成年後見報酬の支払いが困難な方に対して、成年後見制度に係る経費の一部について助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>町民の権利擁護の意識を高め、成年後見制度の理解促進を図るため、成年後見制度に関する講演会等、普及啓発を行います。</p>
<p>②日常生活自立支援事業の推進</p> <p>日常生活の判断能力に不安がある方が自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携し普及啓発を図り、相談体制の充実を進めます。</p>
<p>③虐待防止体制の充実</p> <p>学校や児童相談所等関係機関との連携により、虐待を受けている児童を発見・保護する体制の整備を図ります。</p> <p>高齢者や障がい者への虐待防止及び早期発見・早期対応を図るため、虐待に関する知識の普及啓発及び関係機関との連携を図ります。</p>

(5) 高齢者、障がい者への支援

年齢や障がいの有無等にかかわらず、豊かな人生を住み慣れた地域で送るためには、就労や社会参加への支援が必要です。

関係機関との連携を図るとともに、企業等に対して理解と協力を求めていく必要があります。

施策の内容
①高齢者の就労支援
高齢者の多様化するニーズに応えられるよう就労的活動支援コーディネーターの配置を検討するとともに、社会福祉協議会と連携し高齢者就労センター事業の支援に努めます。また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。
②障がい者の雇用・就業の推進
障がいのある人の社会参加と生きがいづくりのため、関係機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。

(6) 生活困窮者への支援

従来 of 支援体制では対応することが難しい様々な問題を抱える生活困窮者を支援するために、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が施行されました。

生活困窮者の早期発見と支援をするための体制づくりに努めます。

施策の内容
①生活困窮者の早期発見体制
生活困窮者の多くは、経済的な困窮のほかに、病気や孤立、引きこもりといった複合的な原因を抱えているケースがあります。 このような方を早期発見するために、民生委員・児童委員や関係機関等との情報連携に努めます。
②生活困窮者の自立支援体制
生活困窮者の自立支援には、その困窮となる原因の解消が必要となります。 その解消に向けて、北海道やその関係機関などとの連携体制を構築し、相談から解決に向けた支援体制の構築に努めます。

3 いつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進

だれもが住み慣れた地域で、安心して快適に生活できる環境が求められており、公共施設や交通等のバリアフリー化を中心としたまちづくりを推進していくことが必要です。

また、これまでに発生した大災害を再認識することより災害による被害を未然に防止、または最小限に食い止めるためには、日頃からの対策が不可欠です。特に災害が発生すると要援護者の負担は大きいことから、地域支援体制及び情報伝達体制の充実を図り、要援護者が安心して生活できる環境を作る必要があります。

●施策の方向

(1) バリアフリー化の推進

公共施設や交通等のバリアフリー化を中心としたまちづくりを推進していくことが重要で、安心して快適に生活できる環境の充実が求められます。

そのためには、町民、地域、行政等が協働して人に優しいまちづくりを推進していくことが必要です。

施策の内容
①公共施設等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者等が安心して利用できるよう、公共施設等の整備について、バリアフリー化を計画的に促進します。
②道路環境等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者等が安全に安心して自由に外出できるよう、道路や歩道の整備について、バリアフリー化を計画的に促進します。 また、高齢者や障がい者等が積極的に外出し社会参加できるよう、コミュニティバスや移送等サービスの充実を図ります。

(2) 健康の維持と子育て、介護の支援

核家族化が進み、夫婦が共働きの世帯では、家庭内での子育てや介護などへの支援が必要となります。子育てや介護の負担軽減を図り、いつまでも健康で暮らせるための生活環境づくりを進めます。

施 策 の 内 容
<p>①高齢者や障がい者等の居住環境づくりの推進</p> <p>高齢者や障がい者等が日常生活を安全で快適に過ごすことができるよう、住宅のバリアフリー化についての情報提供を行い住宅改善の促進を図ります。</p>
<p>②子育て・介護の支援体制の推進</p> <p>近年、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、家庭内での子育てや介護などへの不安を抱えている方も少なくありません。</p> <p>夫婦ともに勤労されているご家庭等で、保育等の負担を軽減するために保育園や学童保育所の運営に努めます。</p> <p>同様に、介護を必要としている方が必要なサービスを受けられるよう、支援体制の整備に努めます。</p>
<p>③健康な地域づくりの推進</p> <p>今後、ますます高齢化が進む中で、一人ひとりが健康に関心をもち、高齢になっても地域との交流を大切にしたい、ライフステージに合わせた健康づくりが必要です。</p> <p>特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制の整備を行います。栄養と食生活の改善をとおして、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。</p>
<p>④認知症予防の推進</p> <p>認知症の早期発見、早期対応に向け、支援対象者の把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。</p> <p>今後も、介護予防教室を実施するとともに、関係事業を通じて軽度認知障害（MCI）の把握や予防事業への勧奨を進めます。</p>

(3) 災害時等の地域支援体制づくり

大規模な災害が発生した場合における避難支援には、地域住民の協力が不可欠であり、日ごろから町民の防災、避難等に対する意識の啓発や、地域における見守り・協力体制を確立する必要があります。

施 策 の 内 容
<p>①避難行動要支援者の把握</p> <p>地域における自主防災組織や行政区などの関係機関との連携し、個人情報保護に配慮した実態把握や情報共有を進め、避難行動要支援者の把握に努めます。</p>

②自主防災組織等の設立支援

災害発生時に地域住民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域住民による自主防災組織の活動促進と設立支援を図り、防災体制の強化と住民相互の連帯意識の醸成に努めます。

災害時、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置できるよう、社会福祉協議会と連携を図ります。

③感染症対策の推進

感染症発生に備えての感染防止に係る備品や衛生用品の確保・備蓄など、平時から対応体制の整備を図ります。

医療機関及び関係機関とも連携し、情報の共有、感染症発生時の包括的な支援体制の構築を推進します。

第5章 計画推進のために

1 推進体制

だれもが安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、町民、事業者、そして行政が互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合・長期的な視点から本計画に取り組み、推進していくことが重要です。

本計画の着実な推進を図るために、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置するなど推進体制を整備し、計画の適正な評価や進捗状況等についての検証に努めます。

資 料 編

浦保福第1587号
令和3年11月16日

浦幌町地域福祉計画
策定審議会 会長 様

浦幌町長 水澤 一 廣

諮 問 書

社会福祉法に基づく平成28年度策定の浦幌町地域福祉計画（第3期）が令和3年度をもって計画期間が終了することから、次期計画となる浦幌町地域福祉計画（第4期（令和4年度～令和8年度））を策定するものです。

つきましては、計画の策定にあたり、浦幌町地域福祉計画策定審議会設置条例（平成18年町条例第4号）第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めたく、諮問します。

記

諮問事項

浦幌町地域福祉計画（第4期）の策定、その他実施に関し必要な調査審議を行い、町長に答申する。

令和4年3月4日

浦幌町長 水 澤 一 廣 様

浦幌町地域福祉計画

策定審議会 会長 山 田 道 夫

浦幌町地域福祉計画（第4期計画）について（答申）

令和3年11月16日付け浦保福第1587号で諮問のありました浦幌町地域福祉計画（第4期計画）の策定その他実施に関し必要な調査について、慎重に審議した結果、その内容は適正であると認め、次の意見を付して答申いたします。

記

1 成年後見制度等の推進について

認知症や知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々が、引き続き地域において安心した生活を送れるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援について、計画の着実な推進に努めていただきたい。

2 自主防災組織の設立支援について

浦幌町地域防災計画における自主防災組織の設立がなかなか進まない状況であるため、災害発生時には避難行動要支援者への支援が重要であることから、福祉分野においても設立に向けた支援を講じていただきたい。

（経過）

第1回策定審議会 令和3年11月16日（火）

第2回策定審議会 令和3年12月24日（金）

第3回策定審議会 令和4年1月24日（月）

第4回策定審議会 令和4年3月3日（木）

浦幌町地域福祉計画策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 名
会 長	山 田 道 夫	浦幌町老人クラブ連合会
副会長	山 岸 嘉 平	浦幌町民生(厚生)委員協議会
委 員	中 川 はるみ	浦幌町介護保険運営協議会
委 員	平 船 順 子	浦幌町女性団体連絡協議会
委 員	高 橋 ひろ子	浦幌ボランティアいちげの会
委 員	阿 部 礼 子	身体障害者福祉協会浦幌町分会
委 員	上谷内 加知子	浦幌町手をつなぐ親の会
委 員	橋 本 政 明	浦幌町社会福祉協議会
委 員	上 村 健 二	社会福祉法人うらほろ幸寿会
委 員	加 藤 史 郎	特定非営利活動法人オーディナリーサーヴァンツ
委 員	堀 川 眞 一	特定非営利活動法人 ひだまり
委 員	横 山 利 幸	浦幌町校長会

※任期：令和3年11月16日から令和4年3月4日まで

【事務局】	保健福祉課	課 長	廣 富 直 樹
		課 長 補 佐	三 宅 正 誠
		社会福祉係長	伊 藤 敏 寛
		社会福祉士	竹 村 祐 佳
		主 事	富 田 恭 平

浦幌町地域福祉計画策定審議会設置条例

平成18年3月10日条例第4号

(設置の目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するため、町長の附属機関として浦幌町地域福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ浦幌町地域福祉計画の策定、その他実施に関し必要な調査審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉関係者及び学識経験者等のうちから町長が委嘱する。

3 委員は、前条に規定する審議が終了し、町長に答申した時点で解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ町長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例第2条の例により費用弁償を支給する。

(委任)

第8条 第1条から第5条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月5日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

あ

NPO（民間非営利団体）

NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われています。

また、NPOに法人格を与えることにより社会的信用を高め、非営利の住民事業を支援、育成していくことを目的にNPO法（特定非営利活動促進法）が平成10年に施行されました。

か

協働

行政が提供する全ての町民サービスと町民、団体、NPO等が行う営利を目的としない公益性のある活動において、相互に連携し、協力しあうということ。

権利擁護

意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

さ

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等がいます。

自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

成年後見制度

判断能力の不十分な方々を保護するため、本人の法律行為能力を制限し、本人に代わって法律行為を行う人、又は、本人による法律行為を手助けする人を選任する法律上の制度のこと。平成12年4月、それまでの禁治産・準禁治産制度を変えて設けられ、家庭裁判所の審判に基づく「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに将来の後見人候補者と契約を締結しておく「任意後見」があり、「法定後見」は民法改正に基づいて定められ、本人の判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型、「任意後見」は、任意後見契約に関する法律に基づいたもので、どちらも、財産管理と身上監護を目的としています。

は

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。一般的には、物理的なバリア、制度的なバリア、文化情報面でのバリア、意識上のバリアの四つのバリアがあると言われています。

ボランティアセンター

住民のボランティア意識の高揚を図るため、ボランティアに関する各種相談、登録、受給調整や情報提供を行います。また、活動資材や活動スペースの貸し出しも行います。設置主体は浦幌町社会福祉協議会です。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもののことをいいます。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことをいいます。

要約筆記者

手話がわからない聴覚障がい者のために、話されている内容を要約し、文字として伝える通訳者のこと。一例として、パソコンを使い、プロジェクターに表示させるというものがあります。

法令について

①社会福祉法（旧法名 社会福祉事業法（昭和 26 年制定））

施 行 平成 12 年 6 月（社会福祉事業法から法名変更）

最終改正 令和 2 年 6 月

目 的 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律

②介護保険法

施 行 平成 12 年 4 月

最終改正 令和 2 年 6 月

目 的 加齢に伴い介護等を要する者等について、尊厳を保持し必要なサービスに係る給付を行うための事項等を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律

③発達障害者支援法

施 行 平成 17 年 4 月

最終改正 平成 28 年 6 月

目 的 発達障がい者個人の尊厳にふさわしい生活等を営むことができるよう、早期発見、教育における支援、就労支援等について定め、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

④障害者総合支援法（正式名称は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

施 行 平成 25 年 4 月

最終改正 平成 30 年 6 月

目 的 障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、支援等を総合的に行い、障がい者への福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

⑤高齢者虐待防止法（正式名称は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

施 行 平成 18 年 4 月

最終改正 平成 26 年 6 月

目 的 高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図るための支援等について定めることにより、高齢者虐待の防止、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

⑥障害者差別解消法（正式名称は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

施 行 平成 28 年 4 月

最終改正 改正なし

目 的 全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

⑦生活困窮者自立支援法

施 行 平成 27 年 4 月

最終改正 平成 30 年 6 月

目 的 生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。

⑧成年後見制度利用促進法（正式名称は成年後見制度の利用の促進に関する法律）

施 行 平成 30 年 4 月

最終改正 改正なし

目 的 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

⑨再犯防止推進法（正式名称は再犯の防止等の推進に関する法律）

施 行 平成 28 年 12 月

最終改正 改正なし

目 的 安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

浦幌町地域福祉計画

第4期計画《令和4年度～令和8年度》

令和4年3月

発行 / 浦幌町

編集 / 保健福祉課

〒089-5621 北海道十勝郡浦幌町字北町8番地1

(浦幌町保健福祉センター内)

TEL (015) 576-5111 FAX (015) 576-5222

E-mail hukusi@urahoro.jp